

平成 2 2 年度

石川県健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

石川県監査委員



石 監 査 第 2 7 2 号  
平成 2 3 年 8 月 3 0 日

石 川 県 知 事 谷 本 正 憲 様

石川県監査委員	藤 井 義 弘
同	米 光 正 次
同	安 田 慎 一
同	織 田 静 代

平成 2 2 年度決算に係る健全化判断比率  
及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された、平成 2 2 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出します。



# 第1 審査の概要

## 1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に定める平成22年度決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

## 2 審査の方法

審査に当たっては、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として、関係諸帳簿及び証書類の調査照合を行うとともに、関係部局から説明を聴取し、併せて決算審査及び定期監査の結果も参考にして審査した。

# 第2 審査の結果及び意見

## 1 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

○健全化判断比率 (単位：%)

	平成22年度決算	平成21年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	3.75	5
連結実質赤字比率	—	—	8.75	20
実質公債費比率	16.7	15.4	25	35
将来負担比率	241.1	263.4	400	

(注) 実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため、「—」と表示した。

○資金不足比率 (単位：%)

区分	会計名	平成22年度決算	平成21年度決算	経営健全化基準
地方公営 企業法非 適用企業	流域下水道特別会計	—	—	20
	港湾整備特別会計	—	—	
地方公営 企業法 適用企業	中央病院事業会計	—	—	
	高松病院事業会計	—	—	
	港湾土地造成事業会計	—	—	
	水道用水供給事業会計	—	—	

(注) 資金不足額が生じていないため、「—」と表示した。

## 2 審査の意見

健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、全会計を通じて黒字であり、実質赤字が生じていないことから、健全な段階にあることが確認された。

また、実質公債費比率については、前年度を1.3ポイント上回る16.7%、将来負担比率については、前年度を22.3ポイント下回る241.1%と、両数値とも早期健全化基準を下回っており、健全な段階にあることが確認された。

さらに、公営企業に係る資金不足比率については、いずれの会計も黒字であり、資金不足は生じていないことから、経営が健全な段階にあることが確認された。

一般会計の実質収支が黒字となっているのは、財政調整基金と減債基金を合わせて15億円取り崩したことなどによるものである。

また、歳出面では、公債費については、県債の新規発行の抑制により、償還財源が確保されている臨時財政対策債及び転貸債（復興基金分）を除いた通常債のベースではピークを越え、今後減少することが見込まれるものの、依然として高負担であることに変わりはなく、実質公債費比率についても、前年度を上回ったところであり、県債の発行に国の許可が必要となる18%超えを回避するため、県債の繰上償還などの対策を今後も着実に実施していくことが重要である。

これに加え、高齢化社会の進展による医療・介護などの社会保障関係経費の増加傾向は今後も変わらず、職員の大量退職により退職手当も今後高い水準での推移が予想されるなど、義務的経費が財政を圧迫する状況が続くものと見られている。

さらに、歳入面では、長引く景気低迷の影響で、県税収入は平成21年度と平成22年度の2年間で大幅な減収となったところであり、最近、景気が持ち直しの傾向にあるとの見方もあるが、東日本大震災の影響や円高など先行きに不透明感があり、依然として厳しい状況が見込まれている。

このように本県財政は、引き続き厳しい運営を強いられるものと見込まれる中、県では、新たな「財政の中期見通し」を踏まえて「石川県行財政改革大綱2011」を策定し、現在、「スリムで効率的・効果的な組織体制の整備」、「厳しい財政状況の下での財政健全性の維持」、「県行政の守備範囲・業務執行体制の見直し」、「地方分権時代を担う人材の育成と県民の視点に立った行政サービスの提供」の4本を柱とする改革に取り組んでいるところであるが、県財政を取り巻く現下の厳しい状況に鑑み、行財政改革大綱の進行管理と評価を徹底し、「選択と集中」により自立的かつ持続可能な財政基盤の確立に努められたい。

